

基山町まちづくり基本条例解説

(平成25年4月1日)

基山町役場 企画政策課

目次

前文	2
第1章 総則	
第1条(目的)	2
第2条(用語の定義)	3
第3条(条例の位置付け)	4
第2章 基本的な考え方	
第4条(基本理念)	5
第5条(まちづくりに参加する権利)	5
第6条(協働の原則)	6
第7条(情報の共有)	7
第8条(説明責任)	7
第3章 役割と責務	
第9条(町民の役割と責務)	8
第10条(町民活動団体及び地域コミュニティの役割と責務)	8
第11条(事業者の役割と責務)	9
第12条(議会の役割と責務)	9
第13条(町の役割と責務)	10
第14条(町長の責務)	10
第15条(町職員の責務)	10
第4章 協働の仕組み	
第16条(町民提案制度)	11
第17条(まちづくり計画の策定)	12
第18条(まちづくり計画への支援等)	12
第19条(情報の公開)	13
第20条(予算の公表)	13
第21条(財政状況の公表)	13
第22条(協働の推進)	14
第23条(重要な計画等への参加)	15
第24条(町民参加の方法)	15
第25条(町民投票)	16
第5章 行政運営	
第26条(総合計画)	17
第26条の2(行政評価)	17
第27条(基山町まちづくり推進審議会)	19
第28条(条例の検討及び見直し)	19
第6章 補則	
第29条(委任)	21

基山町まちづくり基本条例解説

前文

基山町の先人達は、自然の恵みの中で、地域を守り、育み、培ってきました。これからは地方分権の流れの中で、基山町のまちづくりは、自ら考え、決定し、行動し、責任を持つことが求められています。

私たちは、町民主役のまちづくりを基本理念とし、町民・議会・町の執行機関が情報を共有して、相互に協働し、英知と情熱を傾け「人と自然が輝くまち、きやま」を作るため、この条例を制定します。

【解説】

前文を設けたのは、この条例の作成が住民の発意によるものであり、その意図を分かり易く表現するために設けたものです。

国主導のまちづくりから地方分権・地方主権の流れの中で、地方が、自ら考え、決定し、行動し、責任を持つことが求められていることを明らかにしています。

このような時代の流れの中で、町民と議会と行政の三者が一体となってまちづくりを行わなければならないことを示したものです。

第1章 総則

第1条（目的）

第1条 この条例は、本町のまちづくりに関し基本的事項を定めるとともに、まちづくりにおける町民の権利と責務、議会及び町の執行機関（以下「町」という。）の役割と責務を明らかにすることにより、町民主体の自治の実現を図ることを目的とする。

【解説】

本条は、まちづくりに関し、基本的事項と町民と議会及び町の役割と責務を明確にすることにより、町民主体のまちづくりの実現を図ることを目的としていることを定めています。

協働のまちづくりのワークショップの中で「協働のまちづくりを行っていくには、その基本的事項について条例で定めておく必要がある。」との意見からこの条例をつくることになりました。

そこで、その基本的事項を定め、町民主体のまちづくりの実現を図ることを定めています。

ここに定められたことの多くは、従来から行政の現場で手法は異なりますが、多数行われてきたことです。しかし、その根拠が法令上明確でないため、行われなかったり、十分でなかったりしたものです。今回これらを条例化することにより、その根拠を明確にし、一層の町民参加によるまちづくりの実現を図ったものです。

第2条（用語の定義）

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 町民 町内に住所を有する個人、町内の事業所に勤務する個人、町内の学校に在学する個人及び町内で活動する事業者その他の団体をいう。
 - (2) 町民活動団体 福祉、文化及びスポーツ等、ある特定の社会活動分野において、同じ目的を持ち、町内を中心に活動している団体をいう。
 - (3) 地域コミュニティ 共同体意識又は連帯感を持って生活する町内の一定の地理的区域を基盤とする町民、諸団体などで構成され、地域の暮らしを支えあう集団をいう。
 - (4) 協働 町民、議会及び町がそれぞれの立場と特性を尊重しながら、自己の役割と果たすべき責務を認識し、相互に補完、協力し合いながら活動する営みをいう。
 - (5) 総合計画 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める基本計画

【解説】

本条は、条例中に用いられる用語の中で重要で分かりにくいものを定義づけたものです。

第1号は、まちづくりに参加できる町民の範囲を定めたものです。

住民のみならず、基山町の事業所に勤務する者、基山町の学校に在学する者及び基山町内で活動する事業者その他の団体を含むことを定めています。

このように、「町民」とその範囲を広くしているのは、少子高齢社会の到来、環境問題への配慮、また行政需要の多様化、政策課題の広域化などの状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「住民」だけではなく、地域社会における幅広い人々が力を結集していくことが必要であるとの認識からです。

実際、行政においても筑後川クロスロード協議会（久留米市、小郡市、鳥栖市、基山町で構成）に加入し、県境を越えた地域の一体的な発展を図ることを目的に活動しています。

また、「町内の学校に在学する個人」は、「通学」に限定していないので、在学であれば通学していなくても対象となります。

「町民活動団体」及び「地域コミュニティ」は、もちろん「町民」に含まれます。

第2号及び第3号で、あえてこれらの定義付けを行ったのは、これらの組織が個人ではなく団体として活動するため、その影響力が大きく、まちづくりにも大きな影響を与えるため、第10条でその責務を明確にするためです。

特に第3号の地域コミュニティは、現在の基山町の各区の自治会を前提としていますが、これらはまちづくりの基礎的団体としてその役割や影響力が大きいので、まちづくりの基本的組織となります。

第2号は、第3号が地理的繋がりを基礎に結ばれた組織であるのに対し、同じ趣味や興味、目的を基礎に結ばれた組織をいいます。

第4号の「協働」は、異なる組織などが相互に理解し、自立した対等な立場で、共通目標に向けて共に取り組むことです。

これからのまちづくりでは、町民、議会及び町の執行機関の三者及び地域の各組織が、それぞれ独自の機能に応じた役割を分担して、町や地域の問題解決を図ることが不可欠となっています。

また、少子高齢社会化や地球環境問題など多種多様な課題がある一方、住民の皆さんの価値観も多様であり、更には国や地方の財政は逼迫しており、これらの多様な課題を解決するには、一部の組織だけで解決で

きるものではなくなっています。

そこで、まちづくりに関し様々な組織や個人に参加を求め、課題の解決を図っていかうとするものです。

なお、「協働」には、施策や事業の計画を企画段階から「町民参加」で行うこと及び行政の一部の事業を住民参加で行うことがあります。こうすることにより、より満足度の高い課題解決が図られるようになると考えられます。

第5号は、「総合計画」の定義づけを行ったものです。

本条例が本町のまちづくりに関し基本的事項を定めるとしていることから、「総合計画」が本町のまちづくりの基本となる最も重要な計画であるため本条例に盛り込まれたものです。

第3条（条例の位置付け）

第3条 町民、議会及び町は、本町のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 町は、まちづくりの基本的な制度がこの条例に定める事項と整合するよう整備しなければならない。

【解説】

本条例が、基山町のまちづくりに関して基本的定めであることを宣言したものです。

全てのまちづくりは、この条例に従って行わなければなりません。また、従前から整備された条例もこの条例の趣旨に従って、順次整備されることとなります。

第2章 基本的な考え方

第4条（基本理念）

第4条 まちづくりは、次に掲げる基本理念により推進するものとする。

- (1) 町民は、町民がまちづくりの主体であることを認識し、自らの意思と責任において、積極的にまちづくりに参加し、行動するよう努めるものとする。
- (2) 町民、議会及び町は、相互理解のもと協働してまちづくりを進めるものとする。
- (3) 町民活動団体は、その特定の社会活動を通じて、協働のまちづくりを図るものとする。
- (4) 地域コミュニティは、地域自治の役割を認識し、地域のまちづくりを図るものとする。

【解説】

本条は、まちづくりの基本理念を述べたものです。

第1号は、まちづくりに対し町民の皆さんに期待される意識を明らかにしたものです。

内容は以下のとおりです。

- ① 町民がまちづくりの主体であること。
- ② 自らの意思と責任において、積極的にまちづくりに参加し、行動すること。

次に、第2号は、町民、議会及び町の関係性を述べたものです。

つまり、町民、議会及び町は、この三者が互いに協力して、協働でまちづくりを進めることを基本とする旨を述べたものです。

次に、第3号は、町民活動団体は、その特定の社会活動を通じて、その役割を認識し、協働のまちづくりを図るべきことを述べたものです。

最後に、第4号は、地域コミュニティがまちづくりの重要な役割を果たしているため、まちづくりの基本に地域コミュニティを据えるとともに、その役割を認識すべきことを述べたものです。

第5条（まちづくりに参加する権利）

第5条 町民は、まちづくりに参加する権利を有する。

2 町民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。

3 前項の知る権利は、基山町情報公開条例（平成13年条例第20号）及び基山町個人情報保護条例（平成16年条例第6号）に基づき、行使されなければならない。

【解説】

本条は、町民の皆さんに対し、まちづくりに関し参加する権利を保障したものです。

また、協働のまちづくりでは町民と議会と町が対等な関係を築くためには、情報の共有が重要な要件となることから、第2項では、まちづくりに関し、その情報を知る権利を保障したものです。

次に第3項では、この知る権利は、「基山町情報公開条例」及び「基山町個人情報保護条例」に基づき行使されなければならない旨を定めたものです。

第6条（協働の原則）

第6条 町民、議会及び町は、この条例の目的を達成するため、それぞれの立場に応じて自主的かつ積極的に必要な役割を果たすとともに、お互いの立場を尊重し、あらゆる機会において対等となるよう努めなければならない。

【解説】

本条は、第4条第2号で町民、議会及び町が協働してまちづくりを進めることを基本理念として掲げたのを受けて、それでは、協働とは、どのような原則で行うのかを規定したものです。

① それぞれの立場に応じて自主的かつ積極的に必要な役割を果たす。

例えば、町民の皆さんでも、まちづくりについては、人によってそれぞれの立場があります。地域自治会の役員であったり、PTAの役員であったり、町の文化協会や体育協会の役員であったり、また、一般の住民であったりといろいろな立場でまちづくりに関与されています。

そこで、町民の皆さん各自がそれぞれの立場において、自主的かつ積極的に、立場立場の役割を果たすことを求めたものです。

また、自主的という言葉には、「協働のまちづくりにおいては、それぞれ自立した（他に頼ることなく、自分たちの力で）存在として、自律する（役割分担や責任の所在を明確にする。）とともに、自主性を尊重する。」という意味を含みます。

また、積極的にとは、各組織において、時に、役員任せ、事務局任せになりがちなところもありますので、まちづくりに積極的に参加していただくことを求めたものです。

② お互いの立場を尊重する。

町民の皆さん各自がそれぞれの立場で、活動し、意見を述べられることを互いに尊重しなければならないことを規定したものです。

③ あらゆる機会において対等となるよう努める。

町民の皆さんと議会と町が協働でまちづくりを行う場合、例えば、その情報量だけ考えても、同じとは言えません。その情報量に差があれば、お互いの議論がかみ合わなかったり、ある事を知っていれば議論できたのに、知らないために議論に参加できなかつたりします。そこで、ここでは出来るだけ対等となるよう努力すべきことを求めたものです。

第7条（情報の共有）

第7条 まちづくりを計画するものは、まちづくりに関する情報をわかりやすく提供しなければならない。

2 まちづくりを計画するものは、相互に情報の交換を積極的に行い、まちづくりに関する情報の共有に努めるものとする。

【解説】

情報の共有とは、ある事案に係る情報について、情報を発するものと情報を受けるものが同程度の量の情報を持つとともに、その情報に関し同程度の理解を得ること、更には、両者が意見を交換することにより、相互の理解を深め、互いの情報をより充実した情報となすことをいいます。

本条は、まちづくりを計画するものが、まちづくりに関する情報を如何に提供すべきかを定めたものです。

まず、本条の「まちづくり計画」とは、第1条に定める「まちづくり」の計画をいい、一般的なまちづくりの計画です。必ずしも、第17条に掲げる「まちづくり計画」のみをいうものではありません。

まちづくりの計画が、地域住民のみならず、まちづくりに関わるあらゆる人々に大きな影響を与えることから、そのまちづくりに関わりのある人々に対し、情報の提供の方法を規定したものです。

ここで「まちづくりを計画するもの」とは、町や議会のみならず、まちづくりを行う事業者であったり、地域の自治会であったり、婦人会やPTAであったり、まちづくりを計画するものすべてが含まれます。

第1項の「情報をわかりやすく提供」とは、単に情報を提供しただけでは不十分で、その情報を受けるものが、その内容を容易に理解できるよう提供しなければならない旨を定めたものです。

第2項の「情報の共有」とは、従前の情報提供という考え方から一步踏み出し、まちづくりを計画するものとそれに関わる人々が、互いに情報交換を積極的に行うことで、まちづくりに関する情報を共有するよう努めるべきことを定めたものです。

第6条の「対等となるよう努める」の一部を具体化した規定とも言えます。

第8条（説明責任）

第8条 まちづくりを計画するものは、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、手続を明らかにし、わかりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。

【解説】

本条は、まちづくりを計画するものの、説明責任について定めたものです。

前条の解説でも述べましたように、まちづくりの計画は、それに関わる人々に大きな影響を与えることから、その説明責任を求めたものです。

また、説明責任の果たし方として、企画立案段階、実施段階、実施後の評価をその経過、内容、手続を明らかにするため、説明するよう努めなければならない旨定めたものです。

第3章 役割と責務

第9条（町民の役割と責務）

第9条 町民は、地域社会を構成する一員として、自らの責任と役割を認識し、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

2 町民は、まちづくりが多様な主体のまちづくり活動によって行われていることを認識し、互いの活動を尊重し、認め合いながらまちづくりを進めるよう努めなければならない。

【解説】

本条は、まちづくりに対する町民の皆さんの役割と責任を規定したものです。

まず、「地域社会を構成する一員」とは、「基山町の一員として」活動する場合もありますし、「各自治会の一員として」活動されることもあります。また、「基山町文化協会の一員として」など、必ずしも地理的な区域に限られたものではありません。

次に「自らの責任と役割」については、それぞれ、まちづくりに対する関与の仕方によって、例えば、役員であったり、一般の町民であったり変わってきますので具体的内容は規定しません。

次に第2項では、まちづくり活動を行うに当たっての、基本的姿勢を規定したものです。

まちづくり活動では、様々な年齢、家族構成、職業、体験、趣味、嗜好、利害を持った多様な町民が参加するため、ともすれば意見や活動に格差が発生することが考えられます。このような時、単に批判し合うだけでなく、それぞれの立場を認め合いながらまちづくりを進めるよう努力すべきことを定めたものです。

第10条（町民活動団体及び地域コミュニティの役割と責務）

第10条 町民活動団体及び地域コミュニティは、自らの活動がまちづくりに果たす役割を認識し、自立した団体として意思決定の過程を明らかにしながら、住みよいまちづくりの推進に積極的に関わるよう努めなければならない。

【解説】

本条は、第2条の解説でも述べましたように、「町民活動団体」や「地域コミュニティ」は、基山町のまちづくりにおいて基盤となる組織であるため、住民の生活に及ぼす影響が大きいことから、特にその役割と責任を規定したものです。

まず、「自らの活動がまちづくりに果たす役割を認識し」とは、まさに、上記に述べたとおりです。

次に、「自立した団体として」とは、自助努力によって成り立つ独立した組織であり、自律した内部組織を持った団体であることを求めたものです。

具体的には、団体の費用は、自らの活動によって賄われるものであり、内部の意思決定過程が明らかになるような規約等を定めておくことを求めたものです。

また、「意思決定の過程を明らかに」とは、「まちづくり計画」等を定める場合、「どのような議論」がなされ、「どのような経過」で計画が定められたかが誰にでもわかるようにしながら進めるべきことを求めたものです。

第11条（事業者の役割と責務）

第11条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、事業者も地域社会の一員として、一般の住民と同じように社会的責任があることを認識し、地域社会に溶け込むよう求めたものです。

第12条（議会の役割と責務）

第12条 議会は、議決機関としての責任を常に認識し、長期的展望をもって意思決定に臨むとともに、公正かつ誠実で、町民に開かれた議会運営に努めなければならない。

2 議会は、町政運営が町民の意思を反映して適切に行われるよう、調査及び監視するとともに、その状況等を町民に公表しなければならない。

【解説】

本条は、まちづくりにおける議会の役割と責務を定めたものです。

第1項は、議会に求められる一般的責務を述べたもので、町民に開かれた議会となることを求めています。

第2項は、町政運営が町民の意思を反映したものになるよう、その役割として監視を求めたものです。特に調査等を行った場合は、その結果を公表することを義務付けたものです。

ここでは、議会に対しては、基本的事項を規定したにすぎません。

第13条（町の役割と責務）

- 第13条 町は、町民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高いまちづくりを行わなければならない。
- 2 町は、まちづくりにあたり、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民が参加しやすい制度の整備に努めなければならない。
- 3 町は、まちづくりを行う町民の自主的、主体的な活動を尊重するとともに、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、権利の保障、拡大に努めなければならない。
- 4 町は、まちづくり活動に対して、必要に応じてこれを支援するものとする。

【解説】

本条は、行政機関としての町の役割と責務を定めたものです。

まず、第1項でまちづくりの基本姿勢として、「町民参加と情報共有」が基本であることを述べています。

次に第2項は、「企画立案」、「実施」、「評価」のそれぞれの段階において、町民が参加しやすい制度を設けるよう努力すべきことを求めたものです。

例えば、まちづくりの計画への参画方法、実施段階における事業の実施に際しての協働化の方策、実施後の評価の判定に際しての町民参加の方法等を整備するよう求めたものです。

第3項は、まちづくりを行う町民の役割や効果を認識し、そのような町民の活動を尊重するよう求めるとともに、「まちづくりに関し参加する権利」及び「まちづくりに関する情報を知る権利」について、これらの権利の保障や拡大に努力するよう求めたものです。

第4項は、町民の自主的まちづくり活動を支援することを定めたものです。

第14条（町長の責務）

- 第14条 町長は、この条例の趣旨を尊重し、町民の自主的なまちづくりと町と町民による協働のまちづくりを推進するため、広く町民の意向を的確に把握し、町民の信託に応えなければならない。

第15条（町職員の責務）

- 第15条 町職員は、この条例の趣旨を尊重し、町民の視点や意向を十分に理解し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

【解説】

第14条及び第15条は、第13条に定めた行政機関が果たすべき役割と責務について、行政組織の一部である「町長」と「町職員」について、特にその責務をあらためて明確にしたものです。

第4章 協働の仕組み

第1節 町民提案制度

第16条（町民提案制度）

第16条 町民は、まちづくりに関する施策や具体的な事業に関する提案、意見及び要望（以下「提案等」という。）を町に提出することができる。

2 町は、町民が容易に提案等を提出できるよう必要な措置を講じ、その権利を守るための仕組み等について説明するものとする。

3 町は、提出された提案等を随時公表しなければならない。また、提案等の内容について迅速に事実関係を調査し、検討結果及び理由を提案者に回答するとともに、公表しなければならない。

4 町は、提出された提案等が具体的な施策や事業等に反映できる場合は、制度の整備及び充実を図らなければならない。

【解説】

本条は、協働のまちづくりの一つの手段として、まず、「町民提案制度」を設けたものです。

まず、第1項は、第5条に定めた権利の具体策として、まちづくりに関する「施策」や「具体的な事業」に関し、提案、意見及び要望を提出することができる旨を定めたものです。

ここでは、第1条に定めるまちづくりに関し提案等を提出できるものであり、単なる個人的問題はここでは取り扱っていないことにご注意ください。

次の第2項は、上記の提案等の提出が容易に行えるよう必要な対策を取るとともに、その対策の仕組みについて説明すべきことを定めたものです。

これについては、これまでの会議を通じて、町民にとって提出先がわかりにくい等の意見がありましたので、企画政策課協働推進係で一括して受け付けることにしております。また、提出方法については、提出された意見等の公表を原則としていますので、文書で提出していただくこととなります。書式等は基山町まちづくり基本条例施行規則に定めております。

第3項は、提出された提案等の取扱いです。これらは、町民の皆さんに公表されます。次に提出された意見等については、必ず検討結果と理由を記載した文書で回答を行い、又町民の皆さんに対しても公表することを定めたものです。

第4項は、提出された意見等のうち、具体的に採用できるものについては、制度の整備や充実を図ることを定めたものです。

第2節 まちづくり計画

第17条（まちづくり計画の策定）

第17条 町が一定の活動領域を代表するものとして認定した町民活動団体及び地域コミュニティは、まちづくり計画を策定することができる。

2 まちづくり計画とは、一定の活動領域における課題を解決するため、調査、審議し、本町の計画との関係を考慮しながら、策定された将来計画をいう。

第18条（まちづくり計画への支援等）

第18条 町は、まちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。

2 町は、前条のまちづくり計画が策定され、提出されたときは、そのまちづくり計画を尊重するものとする。

【解説】

本条は、協働のまちづくりのもう一つの手段として、「まちづくり計画」を設けたものです。

まず、第17条は、「まちづくり計画」の策定について定めています。

第1項は、まちづくり計画を定めることができるものの範囲を定めています。

その範囲として、一定の活動領域を代表するものとして町が認定した「町民活動団体」や「地域コミュニティ」となります。

範囲を限定した理由は、一つに活動領域や地域に幾つもの「まちづくり計画」ができたり、活動領域や地域を代表しない者が勝手に「まちづくり計画」を創ったのでは、まちづくりができないからです。

ただし、個人や事業者が、町と町民の協働としてのまちづくりから離れて、単に「まちづくりの計画」を作成することを制限するものではありません。

しかし、「まちづくりの計画」である以上、第7条の「情報の共有」や第8条の「説明責任」については、適用があります。

「一定の活動領域を代表するもの」とは、その活動領域で活動する町民の多くが共通して代表するものと認識できる組織をいいます。

当然、異論が出てくることがありますので、その時は基山町まちづくり推進審議会で議論することになります。

第2項は、「まちづくり計画」の定義を定めたものです。

ここで重要なことは、町の計画との整合性を求めている点です。町が既に決定している計画と整合していなければ、第18条の「提出されたまちづくり計画を尊重」ができなくなるからです。

次に第18条は、「まちづくり計画」に関し、町の対応を定めたものです。

第1項で「まちづくり計画」の策定を支援することを定めています。

第2項では、提出されたまちづくり計画を尊重する旨を定めています。

第3節 情報公開

第19条（情報の公開）

第19条 町は、保有する情報を町民が迅速かつ容易に取得できるよう整理し、積極的に提供しなければならない。

第20条（予算の公表）

第20条 町は、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう、わかりやすい情報の提供に努めなければならない。

2 特に多額の予算を要するものについては、その資金計画を公表しなければならない。

第21条（財政状況の公表）

第21条 町は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高、財政計画その他財政に関する状況について、町民にわかりやすく公表しなければならない。

【解説】

本条は、協働のまちづくりにおいて、町の情報提供が重要であることから、これを定めたものです。

第19条は、「情報の公開」について定めたものです。今後は、第3条でこの条例が基山町におけるまちづくりの最高規範として定められることから、「基山町情報公開条例」もこれに沿ったものでなければなりません。今後は特に「積極的」な情報の提供がなされなければなりません。

町が行うまちづくりに関しては、第7条の規定にある通り、「情報の共有」の段階まで情報提供がされます。（第7条の解説をご覧ください。）

第20条の「予算の公表」と第21条の「財政状況の公表」は、従来から公表されてきたものですが、今後はより「町民にわかりやすく」公表されなければなりません。

第20条第2項は、多額の予算を要するものは、その資金計画を公表しなければならない旨を定めたものです。

第4節 協働の推進

第22条（協働の推進）

第22条 町は、町民参加及び協働を推進するため、その必要な計画を作成しなければならない。

2 町は、実施を決定した事業について、町民と協働で行えるものについては、町民が協働の提案ができるよう、その事業内容について情報を提供しなければならない。

【解説】

本条は、協働のまちづくりの推進の手段として、「協働」について定めたものです。

第1項は、町は、「町民参加及び協働」を推進するため、その必要な計画を作成しなければなりません。

これは、「町民参加及び協働」について、条例を作成したから明日から出来るというものでもありませんし、何でも「町民参加及び協働」で行えばよいというものでもありませんので、その推進計画を作成し計画的に行うべきことを定めたものです。

もちろん、条例施行後、すぐに実施してよいものは実施すべきことは言うまでもありません。

第2項では、実施の決定した事業について、町民の皆さんと協働で行えると判断したものについては、その事業内容を提供しなければなりません。

これは、町民の皆さんにとって町の事業の中に、どのような事業があるか、また、どれが協働でできるか、できないか等を判断することは極めて困難であることから、町のほうでそのような情報を積極的に提供すべきことを定めたものです。

第23条（重要な計画等への参加）

第23条 町は、次に掲げるまちづくりを行おうとする場合は、あらかじめ町民参加の手続きを行わなければならない。

- (1) 総合計画及び基本的事項を定める計画等の策定又は変更
- (2) 町政に関する基本方針を定め、又は町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃。ただし、関係法令等の制定又は改廃に基づくもので、条例の制定又は改廃に政策的な判断を必要としない場合を除く。
- (3) 広く町民に適用され、町民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (4) 町民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定並びにその利用及び運営に関する方針又はそれらの変更

第24条（町民参加の方法）

第24条 町は、町民参加を保障するため、前条の事項について検討をすることを決定した段階で、趣旨、内容その他必要な情報を公表し、次に掲げる方法等により、町民に意見を求め、これを考慮してまちづくりの決定を行わなければならない。

- (1) パブリックコメント
- (2) 意見交換会
- (3) 町民ワークショップ
- (4) 審議会等
- (5) アンケート調査

【解説】

第23条と第24条は、町が重要な計画や条例を定める場合は、町民参加を求めなければならない旨を定めたものです。

第23条第1号から第4号までは、どのような場合、町民参加を求めなければならないかを定めたものです。

まず、第1号は、町の基本的事項を定める場合で、総合計画やその他の基本計画等を定める場合をいいます。

次に第2号は、「町政に関する基本方針」や「町民の権利や義務に関する条例」を定める場合があります。ただし、上位法の改正により関係条例を整備する場合で、政策的判断を伴わない場合を除きます。

例えば、「基山町税条例」は、町民に義務を課す条例ですので、本来その改廃は町民に意見を求める必要があります。しかし、「基山町税条例」の上位法である「地方税法」の改正により、その内容が変更される場合は、町の政策的判断の余地がありませんので、町民の皆さんに意見を求めても、その意見を反映できません。よって、このような場合は、町民の皆さんに意見を求めないこととなります。

次に第3号は、計画や条例でなくても町民の皆さんの生活に大きな影響を与える事項については、町民の皆さんの意見を求めます。

最後に第4号では、公共の用に供される大規模な施設の設置、それらの施設の利用や運営の方針の決定、変更を行う場合は、町民の皆さんの意見を求めます。

第24条は、町民の皆さんの意見を求める場合の手法について定めたものです。

実施にあたっては、これらを全て行うというのではなく、これらを組み合わせたり、これらの中から手法を選んで実施することになります。

特に第2号の「意見交換会」は、従来、説明会等の表現でなされてきたものですが、一方的説明だけで町民に十分な理解が得られない場合もあることから、説明がなされた後の意見の交換を行うことも含んで実施することになります。

これは、第7条の「情報の共有」にも資するものです。

第5節 町民投票

第25条（町民投票）

第25条 町長は、町政に係る重要な事項について広く町民の意思を確認するため、町民投票を実施することができる。

2 町長は、町民投票で得た結果を公表するとともに、これを尊重しなければならない。

3 町民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとする。

【解説】

本条は、町民投票により全てを定めることを規定したものではありません。

地方自治は、基本的に住民により選出された首長と議員による間接民主制を前提としています。よって、本条の町民投票は、町長の意思決定の判断材料となるものです。

第1項は、町長が「町政に係る重要な事項について、広く町民の意思を確認する」ため町民投票を実施できる旨を定めたものです。

これは、町民投票により、町政に係る重要な事項について何か決定を行うものではなく、町民の意思を確認するものです。よって、町民の意思が多数であることをもって、その方向に町政が進むというものでもありません。

しかし、「町民投票」の結果が簡単に無視されたのでは意味がありません。

そこで、第2項は、上記の町民投票の結果を尊重すべきこと及びそれを公表しなければならないことを定めたものです。

町民投票の結果は、大差である場合、小差である場合等様々な場合がありますので、「尊重」の仕方はさまざまな場合が考えられます。

次に第3項は、この町民投票については、その都度条例を定める旨を定めたものです。

これは町民投票にかける事項の内容により、投票権者を拡大したり、投票結果の取扱いを定める必要があるからです。

第5章 行政運営

第1節 総合計画

第26条（総合計画）

第26条 町は、総合計画を策定しなければならない。

2 町は、総合計画に基づき、行政の各分野における計画の策定及び施策の実施を行うものとする。

3 町は、総合計画の適切な進行管理に努めるとともに、その状況を公表するものとする。

【解説】

本条では、町の政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める総合計画について定めています。

第1項は、「総合計画」の策定について、義務付けを行ったものです。

第2項は、「総合計画」と「行政の各分野における計画の策定」及び「施策の実施」との関係の規定しています。「行政の各分野における計画の策定」や「施策の実施」に当たっては、原則として、総合計画と整合を図って、実施される旨を定めたものです。

ただし、災害などで緊急を要する事項などは、総合計画に計画されていないからと言って実施できないものではありません。

第3項は、総合計画の適切な進行管理を行うとともに、町民等と情報共有するため、その進捗状況を公表することを定めたものです。

第2節 行政評価

第26条の2（行政評価）

第26条の2 町は、総合計画に基づき実施し、又は実施しようとする施策等については、その成果及び到達度を明らかにするため、行政評価を実施し、その結果を公表しなければならない。

2 町は、行政評価の結果に基づき、施策等を見直すとともに、総合計画の進行管理及び予算の編成に反映させなければならない。

【解説】

本条は、これまで、計画の策定や実施について、町民の皆さんの参加を定めてきましたが、ここでは、その結果を評価し、公表することにより町民の皆さんの参加を一層確かなものにすることを目的としたものです。

まず、第1項は、実施した施策等について、行政評価を実施し、公表することを定めています。

これにより、実施した施策等の成果が明らかになり、これらを町民の皆さんと共有することにより、一層の町民参加が図れるものとなるようにしたものです。

次に、「実施しようとする施策等」を定めたのは、これから実施しようとする施策について事前にその成果や到達度を公表することにより、これから町は、どのような目的で、何をどのように

行おうとしているのかが明らかになり、町民の皆さんの参加が容易になるようにしたものです。

次に第2項は、前項の行政評価に基づき、施策等の見直しや予算の編成の見直すべきことを定めたものです。

第6章 改善制度

第1節 改善制度

第27条（基山町まちづくり推進審議会）

- 第27条 この条例による町民参加と協働を推進するため、基山町まちづくり推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 町は、この条例による町民参加と協働の実施状況について、毎年1回、審議会に報告しなければならない。
 - 3 町は、審議会の提言を受けたときは、これを町民に公表するとともに、これを尊重し、必要な措置を講じなければならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

本条は、「町民参加」と「協働のまちづくり」を推進するため、その実行状況を監視し、推進のための施策を提案する「基山町まちづくり推進審議会」を設置する旨を定めたものです。

第2項は、「町民参加と協働」の実施状況について、審議会が把握できるよう、年1回報告を義務付けたものです。審議会はこの報告に基づき「基山町まちづくり推進審議会条例」に定める所掌事務を行うこととなります。

第3項は、審議会が提言を行ったときの町の対応について定めたものです。提言が行われたときは、これを公表しなければならないこと。また、これを尊重すべきことを定めたものです。

第4項は、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別の条例で定める旨を定めたものです。

第2節 条例の検討及び見直し

第28条（条例の検討及び見直し）

- 第28条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに検討を行い、審議会の審議結果を尊重するとともに、社会情勢の変化及び施行状況等を勘案し、条例の見直しを行うものとする。

【解説】

本条は、条例の見直しについて定めたものです。

まず、見直しの期間ですが「施行後4年を超えない期間ごとに」とありますので、条例施行後4年を超えない期間で条例の見直しについて検討を行うこととなります。

ただし、必要があれば4年より短い期間で見直すことも予定しています。

また、見直しの動機として、「審議会の結果」、「社会情勢の変化」及び「施行状況等」を掲げています。

「審議会の結果」とは、前条の「基山町まちづくり推進審議会」の答申を受けて、見直しを検討するということです。

なお、「見直し」を行い必ず条例を改正しなければならないということではなく、「見直し」の結果、条例の改正の必要がなければ、条例を改正する必要はありません。

第7章 補則

第29条（委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条は、詳細については、規則で定める旨を定めたものです。